

1990年版

金融時事用語集

金融ジャーナル社

1990年版金融時事用語集

1990年2月20日 第2刷発行

発行者 木下純男

発行所 株式会社 金融ジャーナル社

〒102 東京都千代田区九段南3-4-8

電話03(261)8826 振替口座 東京4-161217番

定価980円（本体952円）送料300円

印刷所 大日本印刷株式会社

乱丁、落丁本はお取替えいたします

1990年版

金融時事用語集

金融ジャーナル社

刊行にあたって

わが国の金融界は、自由化・国際化・情報化が急速に進むなか、現行の金融制度では律し切れない業務がつぎつぎと展開されています。新しい金融制度を求めて論議も高まっています。まさにボーダレスの時代を迎えています。とくにセキュリタイゼーションの進展は、日々新たな言葉を生み出し、従来の用語辞典だけでは用をなさなくなるほど、めまぐるしく動いています。わが国の金融界のあらゆる分野で、同時並行的に進展する自由化の動きを知るためには、その動きを直截に表現するキーワード(用語)を解くことが近道です。

そこで本書は、これだけは知っておかなければならない“金融時事用語200語”を精選、「平易・簡潔・具体的」に解説を加えました。用語の精選、解説には、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地銀協加盟行、信用金庫、証券会社、保険会社などの各分野のエキスパートの方々の協力により、直近のデータを駆使して1項目1頁にまとめました。単なる“ことば”の意味だけでなく、その“ことば”の背景は何か、またその影響は、課題はと、立体的に解き明かしています。金融機関に従事する行職員のみならず、一般実務家、学生など幅広い読者層の期待に沿えるものと確信致します。

本書の構成は、200のキーワードを7分類し、さらに金融のしくみ、流れを的確に把握できるよう、資料編には、政府等の金融に関連する各種委員会の構成メンバーと審議事項を解説。加えて1979年から90年までのわが国金融自由化の歩みを年表にしました。

1989年12月

金融ジャーナル社

● 執筆陣

本書作成にあたって、以下の機関で活躍する第一線の方々にご協力いただき、当社編集部
の責任でとりまとめました。

第一勧業銀行、三井銀行（三井銀総研）、富士銀行、三菱銀行、協和銀行、三和銀行、住友銀行、大和銀行（大和銀総研）、東海銀行、北海道拓殖銀行、太陽神戸銀行、東京銀行、埼玉銀行（サイギン総研）、日本興業銀行、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、大和証券、日興リサーチ、日本生命（ニッセイ基礎研）
全国銀行協会連合会、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、証券団体協議会、国際金融情報センター

目 次

I	国際化	11
II	金融市場、金利	41
III	証券	75
IV	新商品、新業務、新金融手法	123
V	技術革新、機械化	153
VI	政策、行政、制度	177
VII	経営	225
▷	資料編① 金融関連審議(委員)会	255
▷	資料編② 金融自由化のあゆみ	267

●キーワード索引

〈凡例〉

①索引配列は、アルファベット順、五十音順。

②欧文見出し語には、日本語での常用語を、日本語見出し語には、欧文での常用語をカッコ書きした。

③CB⇒転換社債 105

という表記は、同一内容もしくは関連用語であり、その解説は105ページにあることを示す。

④用語解説本文中の太文字は、他ページに解説がある。

□欧文 (アルファベット順)

ABS⇒アセットバック証券	78・100
AI(人工知能)	154
ALM(資産負債総合管理)	66・226
B.B.⇒ブローカーズ・ブローカー	111
BHC⇒銀行持株会社	236
BIS規制	26・27・51・192
CAFIS	155
CAMEL(金融検査手法)	178
CB⇒転換社債	105
CD(譲渡性預金)	124
CDオンライン提携	156・157
CHAPS(英国)	167
CHIPS(米国)	167
CIF(顧客情報ファイル)	227
CMA(資金管理口座)	125
CP⇒コマーシャルペーパー	59・180
EB⇒エレクトロニック・バンキング	163
EB専門委員会	255
EC	12・13
—EC金融システムの再構築	13
—EC市場統合	12
—ECU(欧州通貨単位)	14
—EMS(欧州通貨制度)	15
EDP監査(システム監査)	179

EFTシステム(電子資金取引)	157・166
FB⇒ファームバンキング	174
Fed Wire(米国)	167
FISC(金融情報システムセンター)	158
FSLIC(連邦貯蓄貸付保険公社)	182
G5、G7、G10	16・118
GS法(グラス・スティーガル法)	98・180
HB⇒ホームバンキング	175
IB⇒インターナショナル・ブローキング	45
ICカード	159
IMF(国際通貨基金)	17・118
INS(高度情報通信システム)	160
JCIF(国際金融情報センター)	18
LBO	181・228
LIBOR	42・44
M&A(企業の合併・買収)	101・229
MICS	156
MMC(市場金利連動型預貯金)	126
MMDA(短期金融市場預金勘定)	127・128
MMF=MMMF	125・127・128
NIF/RUF	23・51・129
NOW勘定(譲渡可能払戻指図書)	130
OCC(米国通貨監督官事務所)	178・181
PBR	112
PER(株価収益率)	76
POS⇒銀行POS	164

Qレシオ	76・112
RUF	23・129
RM(顧客別一体管理)	230
RAR⇒リスク・アセット・レシオ	116
ROA(総資産利益率)	231
SII⇒日米構造問題協議	216
S&L(貯蓄貸付組合)	182
TB市場	43
TIBOR	42・44
Tier 1, Tier 2	26
TOB(株式公開買付け)	77
VAN(付加価値通信網)	161

□和文(五十音順)

あ行

アクチュアリー	131
アセット・バック証券(ABS)	78・100
アンダーライティング業務⇒引受業務	109
インサイダー取引	79
インター・オペラビリティ	162
インターナショナル・ブローキング	44・45
インターバンク市場	46・49
インバクトローン	47
インプリシット金利	48
インベストメント・バンキング	19
一時払い養老保険	133
エレクトロニック・バンキング(EB)	163
エリサ(米国の年金改革法)	184・185
営業譲渡(店舗交換・店舗譲渡)	232・233
円の国際化	20・21
—円建対外貸付	20・21
—円高	20・21
—円建外債	80・92
欧州通貨制度⇒EMS	15
欧州通貨単位⇒ECU	14
オープンマーケット	31・46・49
オフショア市場	50

オプション取引	132
オフ・バランスシート(取引)規制	26・51・200
大口融資規制	234

か行

カスタディ業務	81
カレンシー・スワップ	35・134
カントリーリスク	22・33・248
会員制度(組合員制度)	183・188
外貨預金	135
外国為替市場	52
外国為替等審議会	259
外債⇒公社債市場	64
価格変動リスク	249
格付制度、格付機関、格付懇談会	186・187
株価指数先物市場	53
株価収益率⇒PER	76
株式公開買付け⇒TOB	77
株式公開制度	82・83
株式先物市場	54
株式市場	55
株式投資信託	84
株式売買委託手数料	85
為替リスク	35・250
キャピタル・ゲイン／キャピタル・ロス	86
機関投資家	87
企業の合併・買収⇒M&A	229
規模の経済・範囲の経済	223・235
協調介入	16
共同開発	176
協同組織金融機関	183・188・189
共用カード	138・139
金投資口座(金貯蓄口座)	137
金銭信託	136
金融ハイテク商品	141
金融子会社	190・237
金融債⇒公社債市場	64
金融先物市場	56

金融情報システムセンター⇒FISC	158
金融制度改革・5つの方式	36・190・191
金融制度調査会	256・257
金融問題研究会	264
金利リスク	248・249
金利リスク専門委員会	255
金利調整審議会	224・263
銀行POS	164・165
銀行持株会社(BHC)	190・236
グラス・スティーガル法⇒GS法	180
クレジットカード	138・139
偶発債務	23
組合員制度⇒会員制度	183・188
経営リスク	251
経営諸比率指導	192
決済機能、決済業務、決済システム	166・167
決済承認銀行	193
現先市場	57
建設国債	88・91
コール市場	58
コマーシャルペーパー(CP)	59・180
コルレス契約	24
広告自主規制・広告の自由化	239
公社債市場	61～64・110
——公共債	61
——民間債(事業債等)	63
——金融債	64
——外債(サムライ債・ショーグン債)	64
公定歩合(プライムレート)	194
高度情報通信システム⇒INS	160
個人信用情報センター	168・238
小口MMC	60・126
小口預金金利の自由化	60・126
固有業務	240
顧客情報ファイル⇒CIF	227
顧客別一体管理⇒RM	230
国債	88～91
——国債の種類・発行形態	89

——国債の窓口販売	91
——国債の価格競争入札方式	91
——国債振替制度	91
国際金融情報センター⇒JCIF	18
国際的自己資本比率規制	26・27・51・192
国際通貨システム	25
国際通貨基金⇒IMF	17

さ行

サムライ債	64・80・92
債権の流動化	140
システムリスク	252・253
システム監査⇒EDP監査	179
ショーグン債	64
シンジケートローン	28
資金管理口座⇒CMA	125
資産負債総合管理⇒ALM	226
市場リスク	248
市場金利連動型預金⇒MMC	126
私募債	93
時価発行増資	94・95
事務リスク	252
自己資本比率規制	26・27
実効金利	66
周辺業務	240
受託業務	96
準備預金制度	197
証券化⇒セキュリティタイゼーション	100
証券マリー	99
証券現法(現地法人)	97
証券先物市場	65
証券取引審議会	260・261
証券取引法65条	34・98・180
譲渡可能払戻指図書⇒NOW勘定	130
譲渡性預金⇒CD	124
消費税(税制改革)	196
新マル優⇒新少額非課税制度	195
新外為法	198

新株引受権付社債⇒ワラント債	120・121
新銀行法	199
新金融調節方式(日銀)	43・46・67
新経理基準	200・201
新少額貯蓄非課税制度	195
新短期プライムレート(実効金利)	66・194
信託分離制度	202・205
信用リスク	247
人工知能(AI)	154
人材派遣会社	241
スキーム商品	141
スーパーNOW勘定	130
スーパー・リージョナル・バンク	203
スプレッド貸出	68
スミソニアン体制	25・118
スワップ取引	134・142・143
セキュリティゼーション(証券化)	100
政府系金融機関(輸銀法改正)	204
専門金融機関制度	36・202・205
全国銀行データ通信システム	157・168・169
ソブリンローン	29
相互会社	208
相互銀行の普銀転換	206・207
総資産利益率⇒ROA	231

た行

タックス・ヘイブン	30・50
——タックス・シェルター	30
——タックス・パラダイス	30
——タックス・リゾート	30
タイミョウ債	64・92
第三次オンライン	170・171・176・227
第三者割当増資	101
短期金融市場研究會	265
短期金融市場預金勘定⇒MMDA	127
短期国債	88・91
地域金融(機関)	203・209
長短分離制度	205・210

貯蓄貸付組合⇒S&L	182
ディーリング業務⇒国債の窓口販売	91
ディスインターメディアーション	31・100
ディスカウント・ブローカー業務	102
ディスクロージャー制度	103
デノミネーション	211
デフォルト	39
デュアル・カレンシー債	104
手形売買市場	69
転換社債(CB)	105
店舗行政(89・90年度)	213
店舗交換・店舗譲渡	232・233
電算システムリスク	252
電子資金取引⇒EFTシステム	157・166
ドル・コール市場	70
都銀懇話会	266
投資銀行業務	19
投資顧問業務	36・106
投資信託業務	107
特定金銭信託(特金)	136・144
土地信託	145

な行

24時間取引	71
二重通貨建社債⇒デュアル・カレンシー債	104
日銀ネット	172
日米構造問題協議(S I I)	216
日本相互証券㈱	111
日本の金融機関	214・215
日本の市場	72
年金型商品	146

は行

パス・スルー証券	100・108・114
ハンディ端末機	173
ビッグバン	32
引受業務(アンダーライティング業務)	109
ファームバンキング(FB)	163・174・176

ファイヤーウォール⇒利益相反	180・223
ファンド・トラスト(ファントラ)	147
フィー・ビジネス	242
プライマリー・ディーラー	19・110
プライムレート⇒公定歩合	194
プリペイドカード	148
ブレトンウッズ体制	17・25
ブレディ提案⇒累積債務問題	17・22・38
ブローカーズ・ブローカー(B.B.)	111
プロジェクト・ファイナンス	33
含み資産	112
付加価値通信網⇒VAN	161
付随業務	240
ペイ・スルー証券	100
米国通貨監督官事務所⇒OCC	181
変額保険	149
ホールセール・バンキング	243
ホームバンキング(HB)	163・175
ポートフォリオ	113
保険審議会	258
保証協会付融資(マル保付融資)	150
本支店間レート	244

ま行

マーチャント・バンク	34
マネーサプライ	31・217
マネー・ローンダリング	212
窓口指導、規制	218
3つの視点	219
民間債⇒公社債市場	63
モーゲージ金融	114
持高規制	35

や行

ユーロ市場	21・73
——ユーロ円CD	73
——ユーロ円貸付	21
——ユーロ円債	20・73

ユニバーサル・バンキング	36・98・191
遺言信託	151
郵政審議会	262
優先株	115
郵貯の民営化	220
輪銀法改正⇒政府系金融機関	204
預金保険制度	221

ら行

ラストリゾート	222
リース業	245
リーテイル・バンキング	246
リスク・アセット・レイシオ(RAR)	26・116
リスク管理	247～254
——信用リスク	247
——市場リスク	248
——流動性リスク	250
——経営管理リスク	251
——システムリスク	253
——チェックリスト(日銀)	253・254
リスクジェーリング⇒累積債務問題	39
リファイナンス⇒累積債務問題	40
利益相反	180・223
流動性リスク	250・251
臨時金利調整法	224・263
累積債務問題	17・22・37～40
レバレッジド・バイアウト(LBO)	228
劣後債	152
連結決算制度	117
ローン・パーティシペーション	122
ロンバート・レート	74

わ行

ワイドーバンド	118・119
ワラント債(新株引受権付社債)	120・121

I 国際化



1992年のE C統合に向けて、世界的規模の金融変革がすすみつつある。はたして世界の金融地図はどう塗り変わるのか。写真＝E C本部

EC ① 市場統合 (European Community)

85年6月の「域内市場完成に関する白書」は、70年代停滞をつづけてきたEC統合計画を再活性化させ、かつ激化する国際競争により衰退する旧世界(欧州)の再建計画であった。この計画の目標は、域内に残存する各種の障壁を撤廃して単一市場の基盤を提供することにある。92年末までに「商品、人、サービスおよび資本の自由移動が可能な国境のない市場圏」の完成と、それに必要な権限をEC諸機関に付与する「単一欧州議定書」(SEA)の採用により強固な基礎を獲得した。

SEAは87年7月に発効し、新たな統合の作業が着実に進展している。上記「白書」によれば、域内の障害は物理的、技術的および財政的障害300余にわたる。そしてこれらを除去して、①国境の税関・検疫業務などの簡素化、②製品規格やサービス業の資格認定基準、統一ルールの策定、③付加価値税など間接税の税率や課税品目の統一などを実現するとしている。EC委員会はこれらの障害を除去する案件を「指令案」として閣僚理事会に提案している。また、SEAにより閣僚理事会における意思決定手続きが迅速化(全会一致から特定多数決方式へ)され、統合の作業がさらにスピードアップすることとなった。その成果は、たとえば金融・

資本市場をめぐるEC委員会指令案の理事会での討議状況や承認の進捗状況をみれば明らかである。

92年までにプログラムすべてに関しコンセンサスをうるのは、現在困難とみられている。しかし、今次統合計画は、SEAにみられるように、経済同盟の強化により巨大な単一市場を創設するということだけを意味するのではない。防衛問題をはじめ加盟国間の政治協力、懸案のEMS(欧州通貨制度)の強化、ECU(欧州通貨単位)のEC単一通貨への発展、さらには欧州中央銀行の創設など、究極的には「統合ヨーロッパ」ないし「欧州合衆国」構想をも内包する政治統合運動なのである。

こうしたEC市場統合の動きに対し、域外諸国も対EC投資の拡大を積極的に進める一方、米国のように対抗ブロックの形成(米加自由貿易協定)をめざす試みや、EFTA(ヨーロッパ自由貿易連合)や東欧諸国のようにECとの関係緊密化という形で、それぞれ対応を鮮明にしている。それは、EC各国が市場統合に向けた着実な歩みを遂げつつあるという事実を、域外各国(ただし日本をのぞく)も明確に意識せざるをえなくなったことを反映したからにほかならない。

EC ② 金融システムの再構築

92年のEC市場統合のなかでひととき目をひくのは金融環境の変化であり、その最大のポイントは、域内の資本取引や為替取引にかかる規制の撤廃、「第2次銀行指令案」(88年2月)の承認などの政策協調である。

資本取引にかかる残存規制に関しては、86年11月および88年6月の自由化指令により、各国の間に政策協調が確立されつつある。一方、上記「銀行指令案」および「証券業務指令案」(88年12月)の承認・実施については、EC加盟国の金融システムの再構築にかかわるだけに紆余曲折が予想される。

銀行指令案は、①単一銀行免許制を導入し、本国の銀行免許は自動的に他のEC加盟国で有効とされること、②本国で認められている業務は域内各国で自国内と同様に営業できる、③域外諸国に対する「相互主義」を適用する、を骨子としている。EC委員会はまた、ECの銀行業務のあり方についていわゆる「総合銀行主義」を採用することを提唱し、かつ証券業務を銀行業務の範囲に明確に位置づけている。

EC域内の商業銀行は、58年のEEC(欧州経済共同体)の成立とともに、銀行、証券、保険等の業務兼営化の道を多かれ少なかれ志向しており、同指令案は一面でそうした実態面の動きを追

認し、制度化したものとみられている。しかし、銀行業務の「総合化」ないし「兼営化」のあり方は各国の金融行政の相違はもとより、金融・資本市場の発展の度合によっても異なる。

たとえば、英国は欧州最大の証券市場を有していたが、商業銀行による本格的な証券兼業化は「ビッグバン」後のブローカー会社の買収が可能になってからである。一方、「兼営銀行」の看板を掲げてきた大陸ヨーロッパの銀行、とくに西ドイツやフランスなどでも、証券市場が発達した80年代になって証券業務に注力したにすぎない。しかもこの問題は金融市場の規制調整や税制の調和とも密接な関連を有しており、「総合銀行主義」と一口にいっても、銀行業務をめぐる政策環境は一様ではない。さらに、証券指令案における「証券業務」の内容規定についても各国の綱引きが今後とも予想される。しかし、実態面では、EC金融制度の再構築に備え、各金融機関は「総合化」に対抗できるだけの業務に幅をもたせようとする動きを活発化させている。それゆえ、今次EC金融統合は、域内の金融機関のビジネスチャンスへの対応だけでなく、米国や日本の銀行業務の範囲や金融制度の見直しに突き進まざるをえない契機をふくんでいる。

ECU (欧州通貨単位) (European Currency Unit)

欧州通貨単位はEC域内で安定的通貨圏を創設するために、79年3月に発足したEMS(欧州通貨制度)の為替レート・メカニズムの基軸として導入された計算上の通貨単位である。加盟各国の保有する金・ドル準備の預託の対価としてFECOM(欧州通貨協力基金)によって発行され、その価値は参加国の通貨バスケットとされる。

ECUはその出発点からEMSの為替レートの表示単位、為替介入の乖離指標など、主に公的機能を担当するものとして創設された。しかし、ECUが当初成功をおさめたのは、公的分野ではなく民間の金融・資本市場においてであった。ECUは現在、ドル、マルク、円などとともに、ローン、債券、さらに派生的商品(先物・オプション)などの形で国際金融市場で活発に取引されている。

ECUについては、最近における通貨統合の過程で統合後の象徴、将来の統一通貨としてその公的役割の向上が期待されている。88年6月ハノーバーで開催されたECサミットで設置が決まり、ドロールEC委員長を中心に各国の通貨当局で構成された専門委員会が89年4月まとめた報告書のなかで、欧州中央銀行構想とECUの統一通貨へのシナリオが明示されたからである。

同報告書によると、その第1段階はEMS加盟12カ国が一致して、金融・通貨政策の協調を深め、域内経済を少しずつ接近させる。第2段階は域内各国の中央銀行の連合体である「欧州中央銀行制度」(ESCB)を設置し、そこで物価安定、第3国通貨に対する域内通貨の安定などにつき協議する。この段階では、各国の中央銀行は併存するが、漸次権限をESCBに委譲する。そして第3段階は各国通貨の交換レートを固定し、単一通貨を創設する。すべての金融政策と権限をESCBに委譲し一本化して連邦制の中央銀行組織に再編し、それが統一通貨の管理を行なう。

報告書のシナリオでは「単一通貨」はECUがベースとなる可能性が高いと方向づけされている。これについてフランスなどが支持を表明しているが、統合のイニシアチブの掌握を目指すフランスの期待が込められた内容と英国は反対している。また、西ドイツはEC最強の通貨マルクを軸に運営されてきた通貨運営の実績を維持する見地から欧州中央銀行の設置には消極的といわれる。ECUの単一通貨への道程はなお多難といえよう。しかし、ECはそれぞれの国が「統一通貨」を真剣に議論しあうほど、成熟した段階に到達しつつある点は評価すべきである。

EMS(欧州通貨制度) (European Monetary System)

89年3月に発足10年を迎えたEMS(欧州通貨制度)は、健全な経済成長を可能とするインフレ抑制、為替相場の安定に貢献したという点で、高い評価をえている。つまり、加盟国の通貨、金融環境の変化に対し柔軟性をもつ反面、総体として効果的通貨政策を維持させ、加盟国間の経済政策の協調を促すという点で十分効果的であったというのである。

EMSは79年に、EC域内の通貨安定圏を創設する目的で発足した通貨制度であり、域内固定、域外変動の共同フロート体制である。参加国の通貨はバスケットであるECU(欧州通貨単位)により中心レートが設定され、2国間の為替変動幅が2.25%に達した場合(イタリアのみ6%)に、当該中央銀行は自動的に市場介入を義務づけられる。

従来のEC共同フロートと異なる点は、①新通貨単位としてECUの採用、②ECUを基準とした介入制度、③介入制度のための信用供与制度としてのFECOM(欧州通貨協力基金)利用の活性化などである。

発足当初こそ、加盟国間の経済格差、インフレ率や経常収支の不均衡が大き

く、通貨調整をたびたび実施せざるをえなかった。その後加盟国間の政策協調が進み、通貨調整の回数は減り、87年1月を最後に全面的通貨調整は実施されていない。もちろん、この間英国がEMSの為替レート・メカニズムのフルメンバーに対し難色を示すなど、問題点もないではない。しかし、EMSは87年7月に発効した「単一欧州議定書」でECの正式の制度と位置づけられたのをはじめ、最近では、バーゼル＝ニュイボルグ合意により、介入制度の改善(事前介入の実施や信用供与の改善など)が確認された。さらにEMSは88年6月には、欧州中央銀行構想と単一通貨への道筋が示されるなかで、通貨統合の第一歩を踏み出したといえるよう。

89年6月のECサミットで、スペインの為替レート・メカニズムへの参加が正式決定され、英国の加盟も時間の問題といわれる。

しかし、EMSは将来における通貨同盟完成の前段の、90年7月から実施が予定されているEC域内の資本移動の完全自由化という新たな金融環境のもとでその機能と有効性が試されることになる。